

# 下関市立大学国際交流会館使用料金規程

平成 19 年 4 月 1 日

規 程 第 7 8 号

改正 平成 19 年 12 月 12 日規程第 110 号  
平成 29 年 3 月 31 日規程第 26 号

第 1 条 この規程は、下関市立大学国際交流会館規程（平成 19 年規程第 77 号）第 13 条第 2 項の規定に基づき居室及び教養室の使用料（以下「施設使用料」という。）の額及びその徴収方法並びに光熱水料等の負担について定めるものとする。

第 2 条 施設使用料（共有施設使用料、共益費を含む。）の額は、次に掲げるとおりとする。

区 分	施設使用料	
	月 額	日 額
A タイプ（35 m <sup>2</sup> ）	28,000 円	1,000 円
B タイプ（30 m <sup>2</sup> ）	28,000 円	1,000 円
C タイプ（22 m <sup>2</sup> ）	18,000 円	700 円
教養室	12,000 円	500 円

2 月の途中において入居又は退去する場合のその月の施設使用料の額は、前項の日額に入居日数（入居の日及び退去の日は、それぞれ 1 日として計算する。）を乗じて得た額とする。ただし、日額に入居日数を乗じて得た額が月額を超える場合の施設使用料は月額とする。

第 3 条 施設使用料は、毎月指定の期日までにその月分を納付しなければならない。

第 4 条 入居者は、その使用する電気、ガス、水道その他の料金については、私費分として負担するものとする。

## 附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 12 月 12 日規程第 110 号）

この規程は、平成 19 年 12 月 12 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日規程第 26 号）

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。